

陳 述 書

2021年4月15日

原告 浅野修一（宇和島市）

宇和島市で市議会議員を務めています浅野修一と申します。簡単に経歴を申しますと、1995（平成7）年から2003（平成15）年まで、自治体合併前の北宇和郡吉田町で町議会議員を2期8年務め、そして同年4月から吉田町長に就任し、自治体合併した2005（平成17）年8月までの2年4カ月で任期を終えました。

吉田町は、北宇和郡に属しており、同じ郡内に、伊方町への原子力発電所の建設が決まる前に建設候補地であった津島町があります。当時津島町では大変な反対運動があったと聞いておりますが、それも数十年前のことであり、世代も変わり、住民の記憶からも遠い昔の出来事になっていました。したがって、町議会議員をしていた当時、伊方原子力発電所にかかる問題が、吉田町議会で議題に上ることも少なかったように思います。また、町長としての2年余りの間においても、議員から原発に対する姿勢を問われたことはなく、また県内の町村長で構成する町村会や、当時の県知事や県議会議員、あるいは国会議員との会話の中においても原発が話題になることはほぼなかったように記憶しています。

2005（平成17）年、吉田町は周辺市町と合併し宇和島市となりました。私が宇和島市議会議員となったのは、合併してから8年後の2013（平成25）年になります。この間に原子力発電所に対する世論は大きく変わることになりました。言うまでもなく2011（平成23）年に起こった東京電力福島第一原子力発電所の事故によるものです。私自身も、チェルノブイリやスリーマイル島の事故は知りつつも、まさか、この日本で深刻な原発事故が起こるなんてことは想像すらしていませんでしたが、福島の事故によってあらためて原子力発電所の恐ろしさを知ることになりました。

市議会議員となって、議会の場で、原発の安全性、廃棄物処理の問題、事故が起こった際の避難対策など繰り返し市長の所感を聞き、対策の充実を求めてきました。同時に、同僚議員らとともに「原発いらんぜ宇和島市民の会」を立ち上げ、共同代表の一人として、市民のみなさんと原発の廃炉を求める活動を

進めています。

本日、発言の機会をいただきましたので、いわゆるUPZ、緊急時防護措置を準備する区域に一部属する宇和島市の議会議員の立場から、原子力災害時の防災対策に関して意見を述べさせていただきます。

地方自治体では地域防災計画を立てています。その中には、自治体の地勢に応じ、起こりうる災害の種類別に計画を策定しています。宇和島市においては、風水害、地震、津波、そして原子力災害と4区分されています。以前の防災計画においては、原子力災害は想定外でしたが、福島の事故以後加えられることになりました。

この防災計画にある原子力災害対策編の目的は、「災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力事業者の原子炉の運転や事業所外運搬等により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることに係る原子力災害対策について定め、原子力災害と自然災害等との複数の事象に対応する必要がある場合における複合災害対策について定め、これを推進することにより、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護すること」とされています。

原子力発電所が単独で深刻な事故を起こす可能性も否定できませんが、多くの市民が心配しているのが、福島と同様に地震、津波等の自然災害との複合災害であると思われます。したがって、防災計画も「複合災害時の対策」も加えられていますが、それが十分なもの、現実的なものになっているのでしょうか。

宇和島市の防災計画原子力災害対策編の第19節に「複合災害対応に係る体制整備」があります。その第5「避難・退避実施体制の整備」で避難誘導計画の整備において、「市は誘導計画の作成にあたり、自然災害等による道路等の被災状況や放射性物質放出までの時間等を考慮し、複合災害時でも適切に避難誘導が行えるよう計画を作成するものとする」とありますが、この計画もまた具体的かつ現実的なものでなく、机上の計画になっています。

宇和島市においてUPZ圏内にある集落でも確保できる避難路が1本しかなく、地震等の自然災害によって孤立する可能性がある地域が存在します。また、避難が可能であっても、指定避難所となっている他市町の避難所は、全ての避難者が避難する場としては、あまりに狭い場所しか用意されていません。自然災害によって他市町の住民の避難場所となっており、宇和島市民をはじめとし

た住民の避難場所としては、使用できないことも想定されますが、二次、三次の避難場所は用意されていません。実際の訓練においても風雨によって避難で利用する船が出港できなかつたり、避難用のヘリコプターが離陸することができなかつたといった事例もあります。

計画では、自然災害時に避難経路となる道路の整備や補強対策を実施するとされていますが、その全てを実施することは、平野部が少ない南予では、地形上相当な時間と費用が必要であり、「その内対策をするから大丈夫だ」と住民を欺くようなことをするべきではありません。

とりわけ問題だと思われるのが、福祉施設に入所されている方への対応です。UPZ圏内にある宇和島市内の特別養護老人ホームの場合、避難計画が策定されています。避難先は愛南町の福祉施設になっています。特別な介助が必要ない方ばかりであれば全員を一度に避難させることが可能なようですが、車椅子やストレッチャーなどを利用しなければならない方がいればそうはいきません。また、避難先である福祉施設も全員のベッドは用意できません。廊下等で介護することになります。同じように、障がいのある方、一定の支援が必要とされる方の十分な避難先が用意できるのでしょうか。

原子力災害時の避難計画の策定が、原発の稼働の是非を判断する必須条件ではないとする議論がありますが、それは原発の近くで生活する住民の気持ちに寄り添ったものなののでしょうか。住民の健康と命を守るためには不可欠の課題だと考えます。

今までお話しさせていただいた問題は、UPZ圏内に住む住民に対する避難計画であります。圏外の住民は避難計画の対象になっていません。したがって訓練も行っていないのが現状です。福島事故では原発から50km先にある飯館村も全村避難となりました。宇和島市もほぼ全域が避難地域となる可能性があります。以前、宇和島市議会でも質問したのですが、30km圏外に住む住民が避難を要望した時の体制は確保できるのかと質したところ、出来ていないということでした。現在も同様なままとなっています。福島を経験したにも関わらず30kmという枠組みの中でしか対策を組むことができない、それも決して現実的でない防災体制の元で、原子力発電所を稼働させることは正しい判断なののでしょうか。

先月出された茨城県にある東海第二原発運転差止訴訟で、水戸地裁は「実現

可能な避難計画や実行する体制が整えられているというにはほど遠く、防災体制は極めて不十分」として原発の運転を差し止めました。原発周辺人口や避難計画の策定の有無などに違いはあると思いますが、その実効性、「実現可能な避難計画」という点においては、伊方原発も変わることはないと思います。

次に自治体議員の立場から、原発の稼働に対して実質的に是非の判断をすることができる「立地自治体」の範囲はどうあるべきかについて述べたいと思います。

現状、「立地自治体」とは原発がある市町村と都道府県になります。伊方原発で言えば伊方町と愛媛県ということになります。

したがって、いくら周辺他市町や他県が、あるいは住民の多数が反対していたとしても、伊方町と愛媛県の同意が得られれば原発の稼働が可能になります。

過酷事故が起きた場合、福島の場合を見ればわかるように、立地自治体のみ影響が出るわけではありません。市町村どころか県境を超えて被害をもたらすことになります。

立地自治体の伊方町は、単独で原発の稼働の是非について判断することができます。原発そのものが争点になるかどうかは別として、町民の方々も選挙によってその意思を表明することができます。

一方、もうひとつの立地自治体である愛媛県はどうか。主たる判断者である県知事は、主要な選挙公約として原発問題を掲げて知事となった方はこれまでにないように思います。県民としては原発問題を知事選挙の重要な判断材料にできないのが実態です。では、県議会議員についても同様で、原発に対する姿勢が選挙において重要な位置付けになっていないように思われます。では、県知事は何を判断材料として原発の稼働を容認したのでしょうか。稼働に疑問を持つ県民は多数を占めることは、各種の世論調査によって明らかになっています。したがって、県民世論に従って判断しているわけではないようです。4年前の2016（平成28）年8月、伊方原発が再稼働されました。その再稼働に同意した知事は、国が、総理が責任を負うとしたから同意したと述べられました。逆に言えば、知事としては責任を負えないと言ったことになります。県知事が責任を負えない事業を県民が受け入れなければならないのでしょうか。

伊方町を除く県内19市町は、あるいは隣の大分県、高知県、さらに山口県や広島県の自治体はたとえ原発の稼働に反対する声を上げたとしても、直接大

きな影響を及ぼせることはできません。結果として、国が進める事業、立地自治体が同意した事業に異を唱えることに躊躇したとしても、それを強く責めることができるでしょうか。市町村自治体は、対等に県や国に対し意見を述べることができる立場ではありますが、現実的には明らかな上下関係が存在しており、結果として黙認してしまうこととなります。

これまで、多くの裁判で様々な立場から様々な意見が述べられてきたと思います。私は、専門的な知識を有しているわけではありません。しかし、原発が絶対に事故を起こさないものではないことを福島が事故が明らかにしました。その後の規制委員会の基準に合格したとしても「安全だ」とは誰も言うことはできません。過酷事故の発生は、一時的な影響で終わらないことも誰もが知ることになりました。国民、県民の多数は不安を感じています。原発が稼働していない社会を望んでいます。その思いを判決に生かしていただきますようお願いいたしまして、私の意見陳述とします。